

卓越大学院プログラム 公募の方向性について －中間報告－

平成29年10月

独立行政法人日本学術振興会

目次

I.	本調査の目的と概要	2
II.	調査の方法.....	2
III.	公募の際に申請者に示すべき事項について.....	3
1.	事業の目的と背景	3
1)	目的.....	3
2)	背景.....	3
2.	事業の概要.....	4
1)	対象となる事業	4
2)	事業の期間	5
3)	公募の領域	5
4)	審査の方針	5
5)	申請者等	6
6)	事業規模	6
3.	審査方法等.....	7
4.	申請内容・方法等	7
1)	申請内容等	7
2)	申請資格	9
3)	申請書類.....	9
5.	その他留意事項.....	9
IV.	引き続き検討すべき事項について	9
(別紙 1)	卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会規程.....	10
(別紙 2)	卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会 委員名簿.....	12

本報告書は、文部科学省が行った平成30年度概算要求の内容に基づき作成したものであり、最終的な事業の概要、審査方針等、申請内容・方法等については、平成30年度予算の内容に基づいて決定される。

I. 本調査の目的と概要

「日本再興戦略」改訂 2015 及び 2016 においては、文理融合分野など異分野の一体的教育や我が国の強い分野の最先端の教育を可能にし、国内外の企業や研究機関等と連携して、世界最高水準の教育力と研究力を有する「卓越大学院（仮称）」形成の必要性が提言されている。

現在、各大学においては、「『卓越大学院（仮称）』構想に関する基本的な考え方について」（平成 28 年 4 月 卓越大学院（仮称）検討のための有識者会議）を踏まえた検討が進められているところであり、文部科学省は大学の取組を支援するための「卓越大学院プログラム（仮称）」構想の具体化を推進するため、「卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委託事業」を実施している。

日本学術振興会は、本事業の委託を受け、平成 30 年度から本格実施を目指す「卓越大学院プログラム」事業をより実効性の高いものとするため、有識者会議を立ち上げ、

- ① 大学が検討しているプログラムの内容・実施体制、また、他機関との連携の実施や共同研究を教育プログラムに盛り込むにあたっての制度上の隘路等について、大学や連携先となり得る機関からの情報収集を含めた調査研究
- ② 公募・審査等の在り方についての取りまとめを行うこととしている。

このたびの中間報告は、これまでの有識者会議での議論を取りまとめ、今後文部科学省において本事業の公募等に係る検討を行うにあたっての検討の方向性を示したものである。

なお、本報告以後、様々な機関等から情報収集を行い、最終的に公募・審査等の在り方について取りまとめを行う予定である。

II. 調査の方法

中間報告の取りまとめにあたっては、日本学術振興会に「卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会」を設置し、調査審議を行った。なお、会議及び会議資料は、「卓越大学院プログラム」事業の公平性及び中立性の担保の観点から非公開として行った。

卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会規程（別紙 1）

卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会 委員名簿（別紙 2）

委員会開催日程 第 1 回 日時：平成 29 年 8 月 3 日（木）14 時～16 時

場所：日本学術振興会

第 2 回 日時：平成 29 年 8 月 30 日（水）16 時～18 時

場所：弘済会館

第 3 回 日時：平成 29 年 9 月 14 日（木）10 時～12 時

場所：日本学術振興会

III. 公募の際に申請者に示すべき事項について

本事業は、我が国をリードする大学院改革プログラムとして、各大学における大学院の特色を生かした独自の構想づくりに期待しており、それぞれの自由な発想を生かした提案を求めるものであるが、本事業の趣旨を具体化し、申請者が構想をより明確に提案できるように、公募の際に申請者に対して以下の事項を示すべきと考える。

1. 事業の目的と背景
 - 1) 目的、2) 背景
2. 事業の概要
 - 1) 対象となる事業、2) 事業の期間、3) 公募の領域、
 - 4) 審査の方針、5) 申請者等、6) 事業規模
3. 審査方法等
4. 申請内容・方法等
 - 1) 申請内容等、2) 申請資格、3) 申請書類
5. その他留意事項

また、各事項に盛り込むべきと考える具体的な内容については、以下の通りである。

1. 事業の目的と背景

1) 目的

○事業の目的が、博士課程において、新たな知の創造と活用を主導し次代を牽引する人材、新たな価値を創造するとともに、将来の社会の課題に挑戦したイノベーションをもたらすことのできる人材等、高度な「知のプロフェッショナル」の育成であること。

2) 背景

○大学院の量的拡大を経て修士・博士学位取得者の増加や研究環境の一定の改善、世界的な競争力を有する研究分野の増加等が進む一方で、経済成長が低下する中で我が国の学術研究や科学技術イノベーションにおけるプレゼンスが揺らいでいること。

○特に、近年の優秀な日本人の若者が博士課程に進学しない「博士離れ」の問題は、我が国の知的創造力を将来にわたって低下させ、国際競争力の地盤沈下をもたらしかねない深刻な事態であること。

○今後我が国が豊かさを維持し成長していくためには、経済・社会の急速な変化に対応し、将来の新たな基幹産業を我が国が主導して創出すること（Society5.0 社会への対応）が求められており、大学院にはその源となる知と技術を生み出すとともに、それらを社会的価値につなげることができる人材輩出が求められていること。

○これまでの大学院改革の取組を踏まえた上で、世界の学術を牽引する卓越

した研究者や、知を社会に実装することを主導する起業家、イノベーションをリードする企業人、国内外のパブリック・セクターにおいて政策立案をリードする人材など、あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材、すなわち、高度な「知のプロフェッショナル」を育成することが必要であり、各大学の人材や研究の強みを生かし、大学院を我が国の未来社会を支える国際的な競争力を備え、上記のような優れた博士人材育成の場として形成していくことが必要であること。

○当該事業が我が国の大学院システム全体の見直し及び大学改革を加速させることが期待されるものであること。

2. 事業の概要

1) 対象となる事業

○博士課程前期・後期一貫した質の保証された学位プログラムを構築・展開する取組を対象とするものであること。

○養成すべき人材像を明確に設定していること（例えば、どのような分野で活躍するか、いかなる価値を創造するか、どのような人類社会の課題解決に資するかなど）。

○我が国をリードする大学院改革プログラムとして、各大学それぞれの特色・強みを生かした独自の構想に基づく提案であること。

○学長の責任の下で大学本部が主体的に関わる体制を構築し、申請大学の大学院全体の改革を実現する観点から、プログラムの構築・実施、成果の波及、継続性・発展性の確保等を図る必要があること。

事業期間終了後に、高度な「知のプロフェッショナル」を輩出する仕組みとしての質が下がることがないようにすること。

また、高度な「知のプロフェッショナル」にふさわしい俯瞰力及び独創力並びに高度な専門性が養えるよう広範かつ一貫した教育課程を構築するものであること。

○「『卓越大学院（仮称）』構想に関する基本的な考え方について」（平成28年4月 卓越大学院（仮称）検討のための有識者会議）で示されている「期待される取組等」を踏まえ、以下に示す例示を参考に、各大学のプログラムに応じて適切な取組を進めるものであること。

<教育・研究力の観点>

- ・既存の研究科等や機関の枠を超え、博士課程前期・後期一貫した体系的な教育課程の編成による、高度な研究を通じた組織的な教育の実施
- ・連携先との教育理念等の共通理解
- ・プログラムを通じて授与される学位の質保証（QE、学位審査等）

<優秀な学生・教員を結集する観点>

- ・優秀な学生に対する生活費相当額の経済的支援の実施（産学共同研究に参画する際はRA雇用経費に計上、支援期間の柔軟化等）
- ・優秀な社会人の博士号取得促進（早期修了・長期履修制度の活用、社員に対する博士号取得促進）
- ・大学と連携先機関との若手研究者等の人材交流及びそれを促進する仕組みの構築（クロスアポイントメント制度等の活用、大学から企業への派遣増のための企業の協力を期待）

<人材育成の場として産学共同研究を活用する場合の観点>

- ・産学共同研究の場への学生の効果的な参画
- ・学生が論文発表できる領域等に関する組織的な事前合意
- ・企業における博士人材の採用・活用促進
- ・大学本部による関与・サポートを含めた企業等との「組織」対「組織」の連携・協力体制の構築
- ・プログラムの継続・発展を図るための企業等による積極的な投資（大学が組織として対応するために必要な間接経費を含む）

2) 事業の期間

○事業の期間については最大10年間を想定していること。

3) 公募の領域

○以下の4つの領域のうちから、各大学が設定するものとすること。なお、申請にあたっては、一つ又は複数の領域を選択することとし、その際に「最も重視する領域」を一つ選択すること。

- ①我が国が国際的な優位性と卓越性を示している研究分野
- ②社会において多様な価値・システムを創造するような、文理融合領域、学際領域、新領域
- ③将来の産業構造の中核となり、経済発展に寄与するような新産業の創出に資する領域
- ④世界の学術の多様性を確保するという観点から我が国の貢献が期待される領域

4) 審査の方針

○審査にあたっては、事業の目的に照らし、「プログラムの卓越性」、「構想の実現可能性」、「プログラムの継続性及び発展性」、「実効性」等について、教育研究の観点及びマネジメントの観点から総合的に勘案すること。

○大学には申請にあたり、「人材育成上の課題を明確にすること」、「明確にされた課題の解決に向けて検証可能かつ明確な目標を、プログラムの目的に相応しい水準で自ら設定すること」、「目標達成のために申請大学全体で大学院システムをどう変革するか明確にすること」を求めるこ。

5) 申請者等

申請者、申請単位、実施体制、複数の組織・機関による連携・申請については、以下を求めるものとすること。

○学位プログラムを申請単位とすること。なお、既存研究科等の横断や組織改組、新しい研究科等の創設、国内外の大学や企業との連携・産学共同研究をベースとするなど、多様な構築方策のいずれの形であってもプログラムの設定は可能とする。

○学内外の調整、実施体制の整備、申請案件の精査、プログラムの実施、成果の波及、プログラムの継続性・発展性の確保等、申請するプログラム全体に対し、学長が責任を持つこと。

○プログラム担当者を明確にした上で、プログラムの実施に関する「プログラム責任者」（副学長や研究科長等が望ましい）、及びプログラムの企画運営を総括する国際的に卓越した「プログラムコーディネーター」を置き、責任を持ってプログラムを実施（学生の研究指導、学位審査等の質保証、履修やキャリア形成等の学生支援等）する体制を構築すること。

○複数の組織・機関が連携する申請を行う場合は、企業・大学等内の部局及び各主体の壁を越えた「組織」対「組織」の関係の下での連携体制を構築することとし、申請大学と連携機関等の間でプログラムの理念を共有した上で適切な連携方法を協定等によって定めるとともに、連携機関等の者を必ずプログラム担当者に含めること。この場合は、中心となる大学を決定し、その大学が申請を行う形をとることとし、申請時に申請大学と連携機関等の間で連携に関する意思決定がなされていることを確認できること。

○連合大学院又は共同教育課程による申請（これらを設置しようとする構想による申請を含む）の場合は、申請は構成大学の各学長の連名によるものとし、構成大学に所属する者を必ずプログラム担当者に含めること。

6) 事業規模

○申請にあたっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、計画に見合い、かつ、事業期間終了後におけるプログラムに関わる人材育成の継続を見据えたものとして、事業期間（最大10年間を想定）における適切な規模の所要経費を算出すること。

○平成30年度公募の本事業の学生受け入れについては、遅くとも平成31年4月には開始すること。

3. 審査方法等

- 競争的環境の下で公募・選定を行うこと。
- 卓越した博士課程教育プログラムに関する知見を持つ有識者により構成される審査委員会を設けること。
- 審査は、書面審査及び面接審査の二段階審査とすること。
- 面接審査においては、学長その他申請内容に関して責任を持つ者が対応すること。

4. 申請内容・方法等

1) 申請内容等

- 申請者は、調書を作成し文部科学大臣宛に提出することによりプログラムを提案すること。
- 各大学の構想の根幹となる事項については「全般的事項」((1) 参照)として必ず記載することを求め、それ以外の「個別記載事項」((2) 参照)の内容はあくまで参考であり全てを記載する必要はなく、申請者の掲げる構想に応じて、「全般的事項」を具体的に説明する観点から、記載の必要性と内容を検討すること。

(1) 全般的事項（必須記載事項とするもの）

- ・国内外の優秀な学生を、高度な「知のプロフェッショナル」、すなわち、あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材へと育成するため、国際的に通用する博士課程前期・後期一貫した質の保証された学位プログラムを構築・展開する取組内容（前頁「2. 事業の概要」「4) 審査の方針」に掲げる内容を含む）
- ・「最も重視する領域」を中心に、申請プログラムが国際的な観点から見て有している特色、卓越性、優位性に関する説明
- ・学長を中心として構築される責任あるマネジメント体制の内容、大学全体の中長期的な改革構想の中での当該申請の戦略的な位置付け、高度な「知のプロフェッショナル」を輩出する仕組みの継続性の担保と発展性の見込みに関する説明

(2) 個別記載事項（例示として示すもの）

○マネジメントに関する事項

<プログラム>

- ・学内でのプログラムに対する理解及び学内の協力体制
- ・申請大学と連携機関等との間でのプログラムに関する理念（養成する人材像、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）等）の共有に関する取組内容
- ・学生に対する適切かつ柔軟で継続性が見込める経済的支援の内容
- ・学位プログラムの継続・発展のための多様な学内外の資金の確保・活用方策

<大学全般>

- ・プログラム実施による学内への波及効果
- ・プログラムの実効性の確保のための外部評価体制、P D C Aサイクルの確立等によるプログラムの検証・改善の仕組み

○教育・研究に関する事項

- ・育成する人材が解決に寄与することが期待される社会的課題に関する説明
- ・特に優れた学生を育成し、申請大学等や我が国全体の大学院改革を牽引する観点から、特筆すべき教育プログラムの質保証や教育研究指導等の体制構築に関する取組内容
- ・学生に独創的な研究を計画、実践させるための工夫
- ・優秀な教員の結集や若手教員を活用する観点から特筆すべき取組内容
- ・プログラム担当者の国際的水準から見た教育研究実績
- ・修了者の適切なキャリアパスの構築も見据えた人材の育成・交流及び新たな共同研究の創出等が持続的に展開される環境構築のための取組内容
- ・プログラム内容に応じた連携機関等との連携に関する内容
- ・国内外から優秀な学生を獲得するための工夫（アドミッション体制の整備や学生のリクルート等）
- ・社会人の博士号取得を促進する観点からの工夫
- ・プログラムの履修にあたって学生に過度な負担が生じないような配慮の内容

○その他の事項

- ・各大学のこれまでの取組（博士課程教育リーディングプログラム、グローバル COE、21世紀 COE 等の教育改革支援事業、世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）、産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム

(OPERA)、センター・オブ・イノベーション（COI）・プログラム等の研究支援事業、その他大学の独自の取組等を含む）との連携や成果の活用方策・産学共同研究における研究推進体制や知財マネジメント等についての組織間での合意（又は合意に向けた協議）の状況

2) 申請資格

- 大学として外部評価や運営その他に関し、極めて低い評価を受けている場合は申請できないこと。
- その他既存事業等の公募を参考として定められた申請資格を持たない場合は申請できないこと。

3) 申請書類

申請書類については、これまでの記述を踏まえ、適切に定められた様式に大学自らの構想を過不足なく記述すること。

5. その他留意事項

(取組の評価にかかる留意事項)

○本事業の取組の評価については、有識者により構成される委員会において、個々のプログラムごとに事業進捗状況等について毎年フォローアップを行い、各大学が設定した目標の達成状況その他の進捗状況を把握すること。また、4年目及び7年目のように、適切な時期に中間評価を実施するとともに、終了年度において最終評価を実施すること。

(その他の留意事項)

- 事業期間終了後10年までの間は、大学においてプログラム修了者の追跡調査を実施し、毎年度文部科学省に対し報告すること。
- プログラムにおいて学生等が学外で活動する場合、特に海外に渡航・滞在する場合には、昨今の海外情勢等を踏まえて安全確保に十分配慮すること。

IV. 引き続き検討すべき事項について

以下の事項については、引き続き検討を行う。

- 本報告の内容を踏まえ公募要領及び申請書類をどのようなものとするか。
- 本報告の内容を踏まえどのような審査基準を設けるか。

(別紙1)

卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会規程

平成29年6月15日 独立行政法人日本学術振興会規程第31号

(目的)

第1条 この規程は、卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委託事業実施要項（平成29年4月24日文部科学省高等教育局長裁定）に基づき、卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及びその運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、独立行政法人日本学術振興会理事長（以下「理事長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 「卓越大学院プログラム（仮称）」構想に関する事項
- 二 「卓越大学院プログラム（仮称）」の公募・審査等の在り方に関する事項
- 三 その他理事長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、委員は、大学の教員及び学識経験を有する者のうちから、理事長が任命する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、1年とし、その欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(守秘義務等)

第5条 委員は、調査審議に関する秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 独立行政法人日本学術振興会の信用を傷つける行為。
 - 二 職務上知り得た秘密を漏らす行為。その職を退いた後も同様とする。
 - 三 独立行政法人日本学術振興会の秩序及び規律をみだす行為。
- 3 理事長は、委員が第1項又は第2項の規定に違反した場合、その他委員たるに相応しくないものと認めたときは、当該委員の委嘱を解くことができる。

(委員長及び委員長代理)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長の指名により、委員長代理を置くことができる。委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(議事)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員会において必要と認める場合には、委員以外の学識経験のある者に意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、関係課の協力を得て、人材育成事業部大学連携課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

(別紙2)

卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会 委員名簿

平成29年8月3日現在

(委 員) 12名

- ◎有 信 瞳 弘 国立研究開発法人理化学研究所 理事
射 場 英 紀 トヨタ自動車株式会社 電池材料技術・研究部 部長
沖 大 幹 東京大学生産技術研究所 人間・社会系部門 教授
加 納 敏 行 日本電気株式会社 中央研究所 主席技術主幹
川 端 和 重 北海道大学 大学院先端生命科学研究院 教授
酒 井 啓 子 千葉大学 グローバル関係融合研究センター センター長、
大学院社会科学研究院 教授
迫 田 雷 蔵 株式会社日立総合経営研修所 代表取締役 取締役社長
橘・フクシマ・咲江 G&S Global Advisors Inc. 代表取締役社長
林 隆 之 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授
早 野 龍 五 東京大学 名誉教授
日 野 伸 一 九州大学 大学院工学研究院 教授・副学長
細 田 衛 士 慶應義塾大学 経済学部 教授

(オブザーバー) 1名

- 家 泰 弘 独立行政法人日本学術振興会 理事

計13名（五十音順 敬称略）

◎印は、委員長を示す